

障害児通所支援事業の指定基準について

(令和4年4月時点の基準)

指定基準

- 1 児童発達支援（児童発達支援センター以外）
- 2 児童発達支援（児童発達支援センター）
- 3 放課後等デイサービス

【障害児通所支援の関係法令】

- ・ 児童福祉法
- ・ 児童福祉法施行令
- ・ 児童福祉法施行規則
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）
- ・ 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

1 児童発達支援（児童発達支援センター以外）

基本方針（基準条例第5条）

児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

（1）人員に関する基準

児童指導員又は保育士	<input type="checkbox"/> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児の数が 10 までのもの… 2 人 ・ 障害児の数が 10 を超えるもの… 障害児の数を 5 で除して得た数 <input type="checkbox"/> 児童指導員又は保育士のうち 1 人以上は常勤であること <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員又は看護職員（以下、機能訓練担当職員等）を配置する場合であって、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を、児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、この場合であっても、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。また、本項目は、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には適用されない。
機能訓練担当職員	<input type="checkbox"/> 事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に配置する この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通して専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる
児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1 人以上は専任かつ常勤であること
※主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数	<input type="checkbox"/> 嘱託医 1 以上 <input type="checkbox"/> 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう） 1 以上 <input type="checkbox"/> 児童指導員又は保育士 1 以上 <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 1 以上 ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる <input type="checkbox"/> 児童発達支援管理責任者 1 以上
管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く

	<input type="checkbox"/> ただし、指定児童発達支援事業所の管理上、障害児の支援に支障がない場合は当該指定発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる
--	--

児童発達支援の単位
指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(2) 設備に関する基準

設備及び備品	<input type="checkbox"/> 指導訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えていること <input type="checkbox"/> 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 <input type="checkbox"/> これらの設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし障害児の支援に支障がない場合はこの限りではない。
--------	--

(3) 従たる事業所を設置する場合の特例

- 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置することができる。
- 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

<従たる事業所の要件（一部抜粋）>

- 従たる事業所の利用定員が5人以上でなければならない。
- 主たる事業所と従たる事業所との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

(4) その他（運営に関する基準より一部抜粋）

- 利用定員
指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。
ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。
- 指定障害児通所支援事業者等との連携等
指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、市、通所給付決定を行った市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。
- 勤務体制の確保等
指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

□定員の遵守

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

□非常災害対策

指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

□協力医療機関

指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 児童発達支援（児童発達支援センター）

（１）人員に関する基準

嘱託医	<input type="checkbox"/> 1以上 <ul style="list-style-type: none"> ・主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 ・主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 ・主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及び二（２）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
児童指導員及び保育士	<input type="checkbox"/> 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 <input type="checkbox"/> 児童指導員 1以上 <input type="checkbox"/> 保育士 1以上
栄養士	<input type="checkbox"/> 1以上 ※40人以下の指定事業所にあつては栄養士を置かないことができる。
調理員	<input type="checkbox"/> 1以上 ※調理業務の全部を委託する指定事業所にあつては調理員を置かないことができる。
機能訓練担当職員	<input type="checkbox"/> 事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に配置する。 機能訓練担当職員を配置する場合、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
※主として難聴児を通わせる場合	上記の従業者のほか、次の従業者を置かなければならない。この場合において、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 <input type="checkbox"/> 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上 <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限り
※主として重症心身障害児を通わせる場合	上記の従業者のほか、次の従業者を置かなければならない。この場合においてその数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 <input type="checkbox"/> 看護職員 1人以上 <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 1人以上
児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1以上

□嘱託医を除いて、以上の従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く <input type="checkbox"/> ただし、指定児童発達支援事業所の管理上、障害児の支援に支障がない場合は当該指定発達支援事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる
-----	---

(2) 設備に関する基準

設備及び備品	<input type="checkbox"/> 指導訓練室、遊戯室、屋外遊技場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。 <input type="checkbox"/> 指導訓練室の定員：おおむね 10 人とすること。 <input type="checkbox"/> 指導訓練室の面積：障害児 1 人当たりの床面積は、2.47 m ² 以上とすること。 <input type="checkbox"/> 遊戯室の面積：障害児 1 人当たりの床面積は、1.65 m ² とすること。 <input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊技場、医務室及び相談室を、障害児の支援に支障がない場合は設けないことができる。 <input type="checkbox"/> 上記の設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所には静養室を設けなければならない。 <input type="checkbox"/> 上記の設備のほか、主として難聴児を通わせる指定発達支援事業所には聴力検査室を設けなければならない。 <input type="checkbox"/> これらの設備は専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。 <input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。 <input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援センターは、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。
--------	--

(3) その他（運営の基準より一部抜粋）

□利用定員

指定児童発達支援事業所は、その利用定員を 10 人以上とする。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を 5 人以上とすることができる。

□指定障害児通所支援事業者等との連携等

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、市、通所給付決定を行った市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

□健康管理

指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも毎年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

指定児童発達支援事業者は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

□勤務体制の確保等

指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

□定員の遵守

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

□非常災害対策

指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

指定児童発達支援事業者は、非常災害の備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

□協力医療機関

指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

3 放課後等デイサービス

基本方針（基準条例第73条）

放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

（1）人員に関する基準

<p>児童指導員又は保育士</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児の数が 10 までのもの… 2 人 ・ 障害児の数が 10 を超えるもの… 障害児の数を 5 で除して得た数 <p><input type="checkbox"/> 児童指導員又は保育士のうち 1 人以上は常勤であること</p> <p><input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員又は看護職員（以下、機能訓練担当職員等）を配置する場合であって、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を、児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、この場合であっても、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。また、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所には適用されない。</p>
<p>機能訓練担当職員</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に配置する</p> <p>この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>
<p>児童発達支援管理責任者</p>	<p><input type="checkbox"/> 1 人以上は専任かつ常勤であること</p>
<p>※主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数</p>	<p><input type="checkbox"/> 嘱託医 1 以上</p> <p><input type="checkbox"/> 看護職員 1 以上</p> <p><input type="checkbox"/> 児童指導員又は保育士 1 以上</p> <p><input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 1 以上</p> <p>ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる</p> <p><input type="checkbox"/> 児童発達支援管理責任者 1 以上</p>
<p>管理者</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、指定放課後等デイサービス事業所の管理上、障害児の支援に支</p>

	障がない場合、当該放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
--	--

放課後等デイサービスの単位

指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(2) 設備に関する基準

設備及び備品	<input type="checkbox"/> 指導訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えていること <input type="checkbox"/> 指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品 <input type="checkbox"/> これらの設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし障害児の支援に支障がない場合はこの限りではない。
--------	--

(3) 従たる事業所を設置する場合の特例

- 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置することができる。
- 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

<従たる事業所の要件（一部抜粋）>

- 従たる事業所の利用定員が5人以上でなければならない。
- 主たる事業所と従たる事業所との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

(4) その他（運営基準より一部抜粋）

- 利用定員
指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする
ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる
- 指定障害児通所支援事業者等との連携等
指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、市、通所給付決定を行った市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。
- 勤務体制の確保等
指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することができるよう、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めてお

かなければならない。

指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しなければならない。

ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

指定放課後等デイサービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

定員の遵守

指定放課後等デイサービス事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定放課後等デイサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

非常災害対策

指定放課後等デイサービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

協力医療機関

指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

用語の定義（抜粋）

<p>常勤</p>	<p>指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>当該指定障害児通所支援事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>例：多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> </div> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業や育児・介護休業等を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。</p>
<p>「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」 「専従」</p>	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>

川崎市からの指示事項

(1) 定款関係	<p>① 定款には「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」と記載すること。</p> <p>② 定款変更及び登記を指定申請時まで完了させること。</p>
(2) 他部署との調整	<p>① 消防法の基準を満たすよう、確認すること。 管轄の消防署へ防火対象物使用開始届書を提出してください。 立入調査まで完了すると検査済印が押されますので、指定申請時にはそちらの写しを添付してください。</p> <p>※ 消防の検査には、内装の完成が必要です。</p> <p>② 建築基準法の基準を満たすよう、確認すること。 確認済証又は検査済証が出ている場合は、指定申請時にはそちらの写しを添付してください。</p>

川崎市からの推奨事項

(1) 物件関係	<p>次の物件及び環境は可能な限り開設を回避すること。</p> <p>① 地下または窓がない物件</p> <p>② 5階以上の高層階物件</p> <p>③ 非常時に2方向避難ができない物件</p> <p>④ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の対象となる風俗店から半径200メートル以内の物件</p> <p>⑤ 子どもの発達支援にふさわしくない環境</p>
(2) 設備関係	<p>① 児童発達支援事業所の指導訓練室については、子ども一人当たり2.47㎡の床面積が確保されていることが望ましい。</p> <p>② 放課後等デイサービスについては、指導訓練室1室において、一人当たり4㎡以上の床面積が確保されていることが望ましい。</p> <p>③ 静養室・面談室・更衣室はスペースでなく、個室が確保されていることが望ましい。</p>
(3) 送迎体制	<p>子どもの心身に無理のない送迎ルート（あまりにも広範囲すぎないこと）とし、2名以上の送迎体制が確保されていることが望ましい。</p>

※ 参考文献 児童発達支援ガイドライン

川崎市版放課後等デイサービスガイドライン